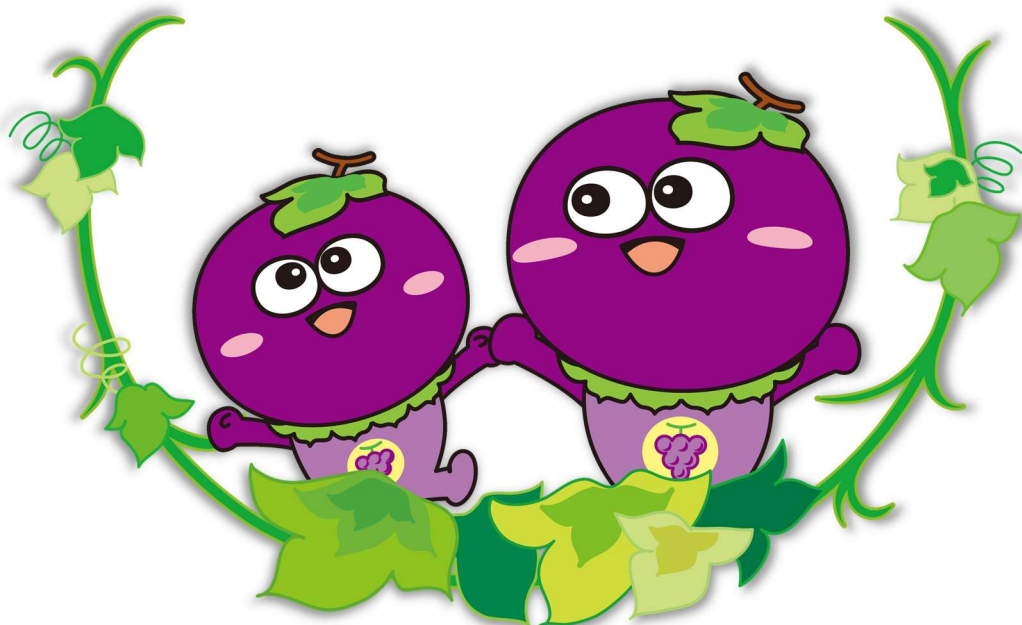


羽曳野市

ひ な ん こ う ど う よ う し え ん しゃ し え ん

避難行動要支援者支援の 取り組みにご協力ください！

～災害に備えて準備をしましょう～



羽曳野市では、地震などの災害が発生し避難が必要になった時に、高齢者や障害者など自力で避難することが難しい方(避難行動要支援者)が地域で孤立してしまうことを防ぐため「羽曳野市避難行動要支援者支援制度」を実施しています。

<お申し込み・お問い合わせ先>

委託先 羽曳野市社会福祉協議会

TEL : 072-958-2315(代表)

委託元 羽曳野市保健福祉部保健福祉政策課 地域福祉担当

TEL : 072-958-1111(代表)

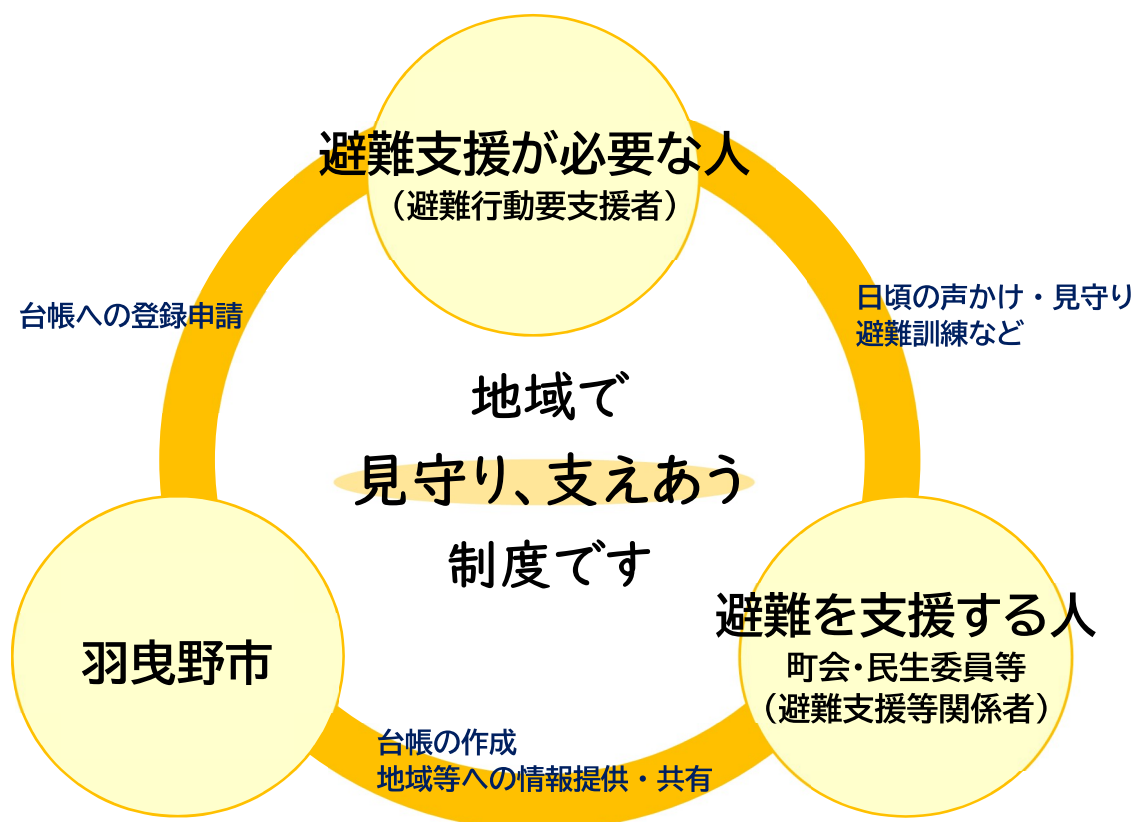
➤ 制度に関すること

こちらをスマートフォンで読み取っていただくと、制度についてご確認いただけます。
(市ウェブサイト「避難行動要支援者支援制度について」)



避難行動要支援者支援制度とは？

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方（避難行動要支援者）について、地域の校区福祉委員会や町会・自治会、民生委員・児童委員、ご近所の方（避難支援等関係者）などに、平常時からその方の状況について把握しておいてもらい、日頃の声かけや見守り活動を通して地域で顔の見える関係をつくっていくことで、災害時に円滑で迅速な避難支援を行える体制づくりを目指すものです。



災害が発生したとき、行政だけでできることには限界があります。日頃から「どこ」「どんな方」が住んでおり、「どのような支援」が必要か、地域で支援をしてくださる方と共有することで、災害が発生したときの被害を少しでも減らそうという取り組みです。

※災害時の避難支援を必ずしも保証するものではありません。

制度の対象となる避難行動要支援者の範囲は？

羽曳野市では、次の方を「避難行動要支援者」とすることとしています。

- 要介護認定3以上の認定を受けた方
- 身体障害者手帳1級・2級を所持する方
- 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方
- 療育手帳Aを所持する方
- 自力で避難所まで移動することが困難、又は、避難所の場所を理解することが困難な方で、避難支援等関係者が避難支援が必要である旨の申出をされた方
- 65歳以上の単身者、又は75歳以上の高齢世帯 など

※入院・入所している方は除きます。

災害時の被害を少しでも少なくするために

ひなんこうどうようしえんしゃだいちょう

避難行動要支援者台帳に登録しましょう

避難行動要支援者台帳とは？

自ら避難することが困難な方（避難行動要支援者）のうち、地域の校区福祉委員会や町会・自治会、民生委員・児童委員等の支援をしてくれる方（避難支援等関係者）に、自分の個人情報を提供することについて同意をいただいた方をリストにしたものです。

この台帳は羽曳野市が作成して地域の避難支援等関係者に情報を提供し、日頃の声かけや見守り、いざというときの避難のために活用していただいています。

台帳への登録（地域への個人情報提供の同意）と同時に



災害時の避難支援をより実効性の高いものにするために

こべつひなんけいかく

個別避難計画を作成しましょう

個別避難計画とは？

災害時、避難行動要支援者がどのような避難行動をとればよいのか、また、避難を支援する方がどのような避難支援等を実施すればよいのかについてあらかじめ本人や家族などと確認し、一人ひとりの状況に合わせて作成する避難行動計画です。

【個別避難計画に関する国の動き】

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに『個別避難計画』の作成が努力義務化される規定が創設されました。
(災害対策基本法第49条の14第1項)

【羽曳野市での取り組み】

羽曳野市では避難行動要支援者台帳への登録申請と併せて『個別避難計画』を作成することとしています。



台帳への登録、個別避難計画作成の流れ

ステップ①

避難行動要支援者台帳に登録を希望され、個別避難計画の作成及び個人情報の提供に同意される方は、家族や支援者と話し合い、『避難行動要支援者台帳登録申請書 兼 個別避難計画』に必要事項を記入し羽曳野市に提出します。

ステップ②

提出いただいた内容を市の避難支援システムに登録します。
※このとき、内容に不備等があれば羽曳野市より連絡させていただきます。

ステップ③

羽曳野市が「台帳」を作成し、校区福祉委員会や町会・自治会、民生委員・児童委員等の地域の方に情報を提供します。
「個別避難計画」は、要支援者ご本人と避難支援してくださる方（ご家族やご近所の方）にお渡しします。お手元に届きましたら、改めて計画の内容をご確認ください。

ステップ④

情報提供を受けた校区福祉委員会や町会・自治会、民生委員・児童委員等の地域の方が、平常時より台帳に登録された方への声かけや見守り等を行います。

※お身体の状態や居住状況等が変わられた場合は見直しが必要ですのでお問い合わせください。

個人情報の取り扱い

提供の同意をいただいた個人情報は、市、関係機関及び避難支援者、地域の関係団体において適正に管理し、日頃の声かけや見守り、支援以外の目的には使用しません。

⚠️ 振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください！

この制度において、口座番号やクレジットカード情報などの金銭に関わる内容を聞いたり、ATMへ誘導するようなことは一切ありません。



お申し込みにあたってのお願い

この制度は、普段からの地域の助け合いによって少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。災害の程度、状況によっては必ずしも支援を受けられるとは限りません。

また、災害時は誰もが被災者となる可能性がありますので、支援にあたる方が責任を負うものではありません。支援を希望される方も常に自分の身は自分で守るという意識をもっておきましょう。

過去の大きな災害において多くの方の命を救ったのは、日頃から付き合いのあるご近所の方の声かけでした。普段から災害への備えを行い、また防災訓練などの地域の集まりに積極的に参加して、ご近所の方と顔の見える関係を心がけましょう。